

大阪市告示第1284号

昭和40年大阪市告示第112号（大阪港臨港地区の分区の指定）の一部を次のように改正し、令和8年9月28日から施行する。

令和8年9月28日

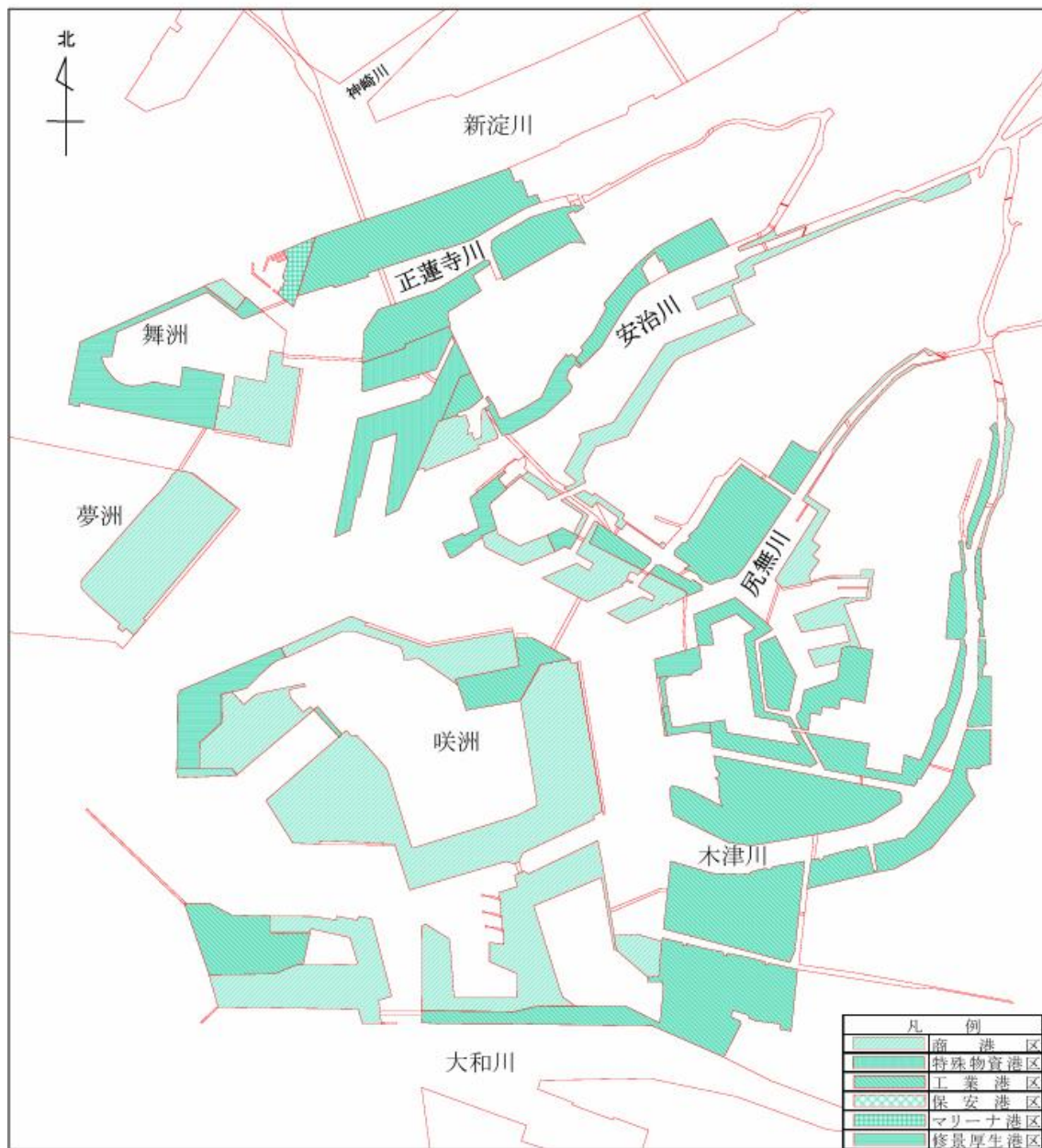
大阪市長 横山英幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
港湾法（昭和25年法律第218号）第39条の規定による大阪都市計画大阪港臨港地区の分区を次のように指定する。 その関係図書は、<u>大阪市大阪港湾局</u>において一般の縦覧に供する。 〔略〕 別紙図面 〔図 別紙2 挿入〕	港湾法（昭和25年法律第218号）第39条の規定による大阪都市計画大阪港臨港地区の分区を次のように指定する。 その関係図書は、<u>大阪市港湾局</u>において一般の縦覧に供する。 〔同左〕 別紙図面 〔図 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

（大阪港湾局開発部開発調整課）

大阪港臨港地区分区図



大阪港臨港地区分区図

